

# 福島労働局からのお知らせ

## I イベント・行事

### 1 総務部

#### 1. 「令和4年度労働基準監督官採用試験」のお知らせ

担当：総務課 大内 電話：024-536-4617

資料No1

令和4年度の労働基準監督官採用試験の概要が人事院及び厚生労働省より示されましたので、お知らせします。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づき、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員で、多くの労働基準監督官が労働局や労働基準監督署で勤務しています。

- インターネット受付期間 令和4年3月18日(金)～4月4日(月) 受信有効
- 第一次試験 令和4年6月5日(日)
- 第二次試験 令和4年7月12日(火)～14日(木)
- 採用予定者数 労働基準監督A(法文系) 約185名  
労働基準監督B(理工系) 約40名
- 受験資格
  - ・平成4年4月2日～平成13年4月1日生まれの者
  - ・平成13年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
    - ①大学を卒業した者及び令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者
    - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

**\* 試験の申込及び詳細は、人事院ホームページよりご確認ください。**

#### 2. 東北OPENゼミの開催

担当：総務課 水野、大内 電話：024-536-4617

資料No2

福島労働局では、人事院東北事務局主催の「東北OPENゼミ」に参加します。当日は、労働局(労働基準監督署・ハローワーク)の業務説明を通じて、労働局の仕事の魅力をお伝えします。

開催日時等は以下のとおりで、参加には事前予約が必要となります。

- 開催日時 令和4年3月10日(木) 15:30～17:00
- 場所 福島労働局(福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階)
- 申込方法 担当あて電話(024-536-4617)にてお申込みください。
- 受付期間 2/4(金)～3/4(金) 8:30～17:15(土日祝を除く)

**\* 詳細は別添の資料をご覧ください。**

## 2 職業安定部

「ふくしま大卒等就職ガイダンス」を開催します。  
担当：職業安定課 幕田 電話：024-529-5396

資料No3

- 東京会場
  - 日時 令和4年3月2日（水）13:00～16:00
  - 会場 サンシャインシティ文化会館ビル4階（東京都豊島区池袋）
  - 参加企業 60社（予定）
- オンライン
  - 日時 令和4年3月3日（木）～6日（日）10:30～16:40
  - 参加企業 60社（予定）
- 福島会場
  - 日時 令和4年3月7日（月）10:30～17:15  
（若手社員との座談会：10:30～12:05  
企業説明会：13:00～17:00）
  - 会場 ビッグパレットふくしま（郡山市南二丁目52番地）
  - 参加企業 180社（予定）
- 参加対象者
  - （1）令和5年3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等を卒業（修了）予定の方
  - （2）令和2年3月以降に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等を卒業（修了）した方

### 3 雇用環境・均等室

年次有給休暇の取得促進

担当：雇用環境・均等室 外山 電話：024-536-2777

資料No4

#### 新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 厚生労働省では、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得促進に向けた環境整備を進めており、春季における年休取得の社会的な気運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報を行っています。
- 現在新型コロナウイルス感染症対策として実践されている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する計画的年休付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度の導入について周知を行って、年休の取得しやすい環境の整備を図ってまいります。

## Ⅱ 法令の施行

### 労働基準部

#### 1. 福島県横編ニット製造業最低工賃を改正決定

担当：賃金室 長面川 電話：024-536-4604

資料No5

- 福島労働局長は、福島県横編ニット製造業に係る最低工賃について、令和4年2月28日に別紙（資料No5）のとおり改正することを決定しました。  
新たな、「福島県横編ニット製造業最低工賃」は、令和4年5月1日から適用となります。

#### 2. 建設アスベスト給付金制度が創設されました。

担当：労災補償課 高田 電話：024-536-4605

資料No6

- 建設アスベスト給付金制度が創設されました。一定の要件を満たす場合には、給付金等が支給されます。
- 令和4年1月19日から「建設アスベスト給付金法」（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）が施行し、同法に基づき、給付金等の請求受付を開始しています。
- 給付金等の仕組みの概要  
以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。
  - ① 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
  - ② 石綿関連疾病にかかった
  - ③ 労働者や、一人親方・中小事業主(家族従事者等を含む)であること

期 間	業 務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

### Ⅲ 公表事案

#### 1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 空閑 電話：024-536-4603

令和3(1月～12月)年の災害発生状況を取りまとめました。

業種	年別	令和3年		令和2年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		2,413	17	1,922	29	491	25.5
製造業		520	3	408	2	112	27.5
鉱業		5	0	6	0	-1	-16.7
建設業		406	7	373	13	33	8.8
運輸交通業		226	0	224	4	2	0.9
貨物取扱業		12	0	9	0	3	33.3
農林業		82	2	52	4	30	57.7
畜産・水産業		19	0	17	1	2	11.8
上記以外の事業小計		1143	5	833	5	310	37.2
商業		339	0	288	2	51	17.7
金融広告業		13	0	20	0	-7	-35.0
保健衛生業		379	0	205	0	174	84.9
接客娯楽業		146	1	114	1	32	28.1
清掃・と畜業		108	0	80	1	28	35.0
上記以外の事業		158	4	126	1	32	25.4

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

令和4年(1月)の災害発生状況を取りまとめました。

業 種	年 別	令和4年		令和3年		対 前 年 (死 傷 者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全 業 種 合 計		159	1	142	2	17	12.0
製 造 業		42	1	34	0	8	23.5
鉱 業		0	0	1	0	-1	-100.0
建 設 業		22	0	19	1	3	15.8
運 輸 交 通 業		21	0	13	0	8	61.5
貨 物 取 扱 業		0	0	1	0	-1	-100.0
農 林 業		3	0	7	0	-4	-57.1
畜 産 ・ 水 産 業		0	0	0	0	0	
上 記 以 外 の 事 業 小 計		71	0	67	1	4	6.0
商 業		26	0	19	0	7	36.8
金 融 広 告 業		1	0	1	0	0	0.0
保 健 衛 生 業		15	0	19	0	-4	-21.1
接 客 娯 楽 業		7	0	10	0	-3	-30.0
清 掃 ・ と 畜 業		7	0	8	0	-1	-12.5
上 記 以 外 の 事 業		15	0	10	1	5	50.0

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

## 2 職業安定部

令和4年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況について

担当：職業安定課 佐藤 電話：024-529-5396

資料No7

令和4年1月末現在の状況をとりました。

1 就職内定率	96.4%	(前年同期比	0.6ポイントの増)
2 就職内定者数	3,672人	(同	4.5%の減)
3 就職未内定者数	138人	(同	18.8%の減)
4 求人数	8,306人	(同	3.7%の増)
5 県内受理求人 への就職割合	76.1%	(同	2.1ポイントの増)

あなたの正義感を  
働く全ての人たちのために。

# 労働基準 監督官 採用試験2022

## Labour Standards Inspector



インターネット  
受付期間

2022年 **3/18** (金) 9:00~ **4/4** (月) 受信有効

第1次試験

2022年 **6/5** (日) 9:00 (受付開始) 9:30 (試験開始)~18:05 (試験終了) 【第1次試験合格者発表日】2022年6月28日(火)9:00

第2次試験

2022年 **7/12** (火) **13** (水) **14** (木) 第1次試験合格通知書で指定する日時(日時の変更は、原則として認められません。)  
【最終合格者発表日】2022年8月16日(火)9:00

【受験資格】 ■平成4年4月2日~平成13年4月1日生まれの者 ■平成13年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの  
①大学を卒業した者及び令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

採用予定者数

労働基準監督 A (法文系)

約 **185** 名

労働基準監督 B (理工系)

約 **40** 名

厚生労働省ホームページ(労働基準監督官採用試験情報)で、  
労働基準監督官の情報を掲載しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験

検索

スマホからも  
簡単アクセス





# 東北OPENゼミのお知らせ

**労働行政の魅力を知るチャンスです！  
皆様の参加を心よりお待ちしております！**

福島労働局では、人事院東北事務局主催の「東北OPEN ゼミ」に参加しています。  
当日は、労働局(労働基準監督署・ハローワーク)の業務説明や「若手職員の体験談」などを通じて、労働局の仕事の魅力をお伝えします。

興味・関心をお持ちの方はもちろんのこと、初めて労働局の名前を聞いたという方も歓迎しますので、お気軽にご参加ください。

## ■日時等

- 開催日 令和4年3月10日(木)
- 時間 15:30～17:00
- 場所 福島労働局 (福島市霞町1番46号 5階 総務課まで)

## ■内容

- 労働基準監督署・ハローワークの業務説明
- 若手職員の体験談、など

## ■申込方法

- 以下担当あて電話にてお申込みください。
- 応募期間:2/4(金)～3/4(金)
- 受付時間:8:30～17:15(土日祝を除く)
- 電話番号:024-536-4617

### <お問い合わせ先>

福島労働局総務部総務課人事係 担当:水野・大内 ☎ 024-536-4617



届け、君の力。

ふくしま

就職ガイダンス

事前予約制

対象者

参加無料

令和5年3月  
大学・短大、  
高等専門学校、  
専修学校等卒業予定者

令和2年3月以降  
大学・短大、  
高等専門学校、  
専修学校等卒業者

新型コロナウイルスの  
影響による  
失業者

その時、ふくしまで叶えよう。

おかえり。ようこそ。

島へ

魅力ある企業

300社

TOKYO  
東京会場

FUKUSHIMA  
福島会場

出展企業 **60** 社

令和4年 3月2日(水)

13:00 ~ 16:00

サンシャインシティ  
文化会館ビル 4F

(東京都豊島区池袋)

ONLINE  
オンライン

出展企業 **60** 社

令和4年 3月3日(木)~

3月6日(日)

10:30 ~ 16:40

出展企業 **180** 社

令和4年 3月7日(月)

10:30 ~ 17:15

ビッグパレットふくしま

(福島県郡山市)

詳しくはこちら

申込みはこちら



主催：厚生労働省福島労働局 / 福島県  
後援：アカデミア・コンソーシアムふくしま  
福島県商工会議所連合会  
福島県商工会連合会  
福島県中小企業団体中央会  
福島県経営者協会連合会  
福島県中小企業家同友会 / 東京労働局  
受託：株式会社 飛馬 (飛馬オープンカレッジいわき校)



ほっと一息。  
ゆっくり休めば、  
この春が  
もっと楽しくなる。



新しい働き方・休み方を実践するために  
**年次有給休暇** を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



働き方・休み方改善ポータルサイト



年休取得促進特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



テレワークやローテーション勤務



時差通勤でゆったりと



オフィスはひろびろと



会議はオンライン



対面での打合せは換気とマスク



新しい働き方・休み方を実践するために、

## 年次有給休暇を上手に活用しましょう。

### ●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。



## 1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

### 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。  
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。  
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

### ●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

#### 〈労使協定で定める事項〉

##### ① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

##### ② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

##### ③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

##### ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

# 福島県横編ニット製造業最低工賃

福島県内で、横編ニット製造業に従事する家内労働者（内職者）に仕事を委託する者は、**令和4年5月1日以降**下記の金額以上の工賃を支払わなくてはなりません。

## ① 手動編機による編み立ての業務

次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格					金 額	
		そ で		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数		サイズ
		長 さ	種 類					
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普 通	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	684円
		長そで						815円
	丸首無地カーディガン	半そで						813円
		長そで						955円

## ② リンキングマシンによるかがりの業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格					作業部位	金 額	
		そ で		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数			サイズ
		長 さ	種 類						
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普 通	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	襟、肩、そで及びわき	245円
		長そで							271円
	丸首無地カーディガン	半そで							387円
		長そで							429円

## ③ オーバーロックマシンによる縫製の業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格					作業部位	金 額	
		そ で		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数			サイズ
		長 さ	種 類						
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普 通	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	肩、そで、わき及びそで口（襟を除く）	80円
		長そで							92円
	丸首無地カーディガン	半そで							102円
		長そで							114円

## ④ 手かがり（糸始末を含む）の業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格		作業部位	金 額
		2.54センチメートル当たりの針の本数			
婦人用	丸首無地プルオーバー又は丸首無地カーディガン	7		襟、そで及びすそ	145円



担当	福島労働局 労働基準部 労災補償課長 高田正樹 労災管理調整官 福地 薫 電話 024-536-4605(直通)
----	---

## 建設アスベスト給付金制度が創設されました

### ～一定の要件を満たす場合には、給付金等が支給されます～

令和4年1月19日から「建設アスベスト給付金法」（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）が施行し、同法に基づき、給付金等の請求受付を開始しています。

同制度についての内容は以下及び別紙をご参照ください。

申請様式等の詳細については、厚生労働省ホームページにてご案内しております。

#### 1 給付金等の仕組みの概要

##### (1) 対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

- ① 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
- ② 石綿関連疾病にかかった
- ③ 労働者や、一人親方・中小事業主(家族従事者等を含む)であること

期 間	業 務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

##### (2) 給付金等の主な内容

給付金等の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査を行います。

厚生労働大臣は、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じ、以下の給付金を支給します。

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円

4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

### (3) 情報提供サービス

給付金等の請求手続きの利便性の向上を図るため、「石綿関連疾病に関する労災保険給付の支給決定」や「石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定」をすでに受けた方や、そのご遺族に対し、これらの支給決定情報について情報提供サービスを実施しています。

このサービスを利用していただくと、給付金等の請求書記載への利用や添付書類の一部を省略することができます。

情報提供サービスは無料をご利用いただけます。

### (4) 給付金等の請求期限

給付金等については、石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求していただく必要があります。

### (5) 相談窓口（労災保険相談ダイヤル）

相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

0570-006031

※ 月曜日～金曜日8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）

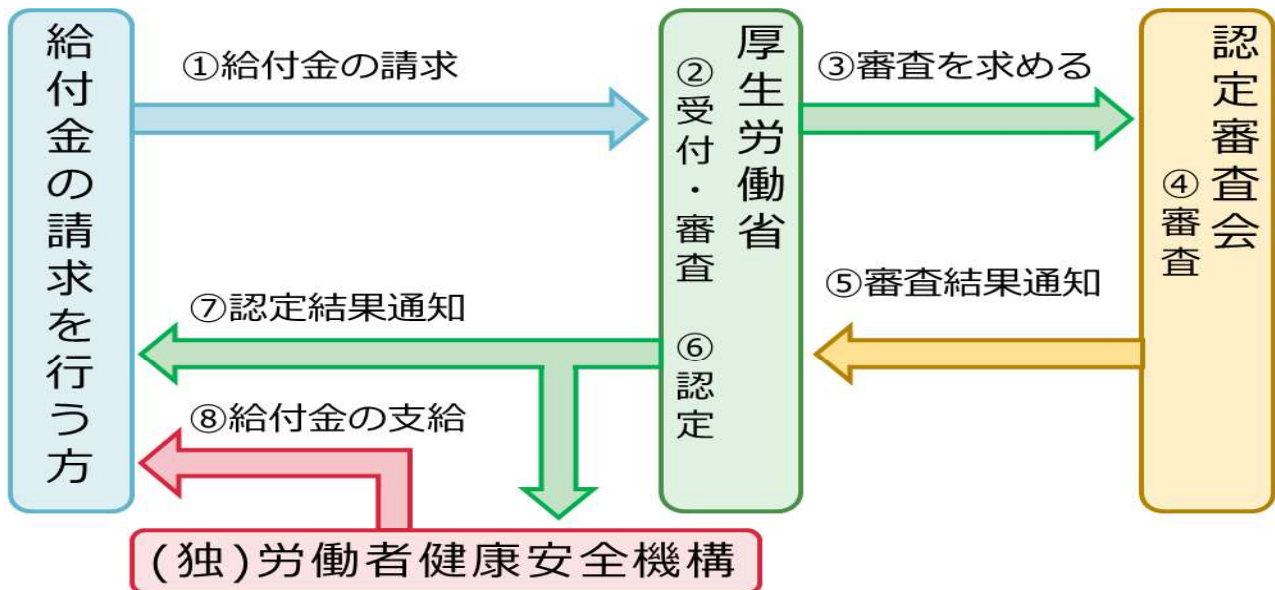
※ ご利用の際は、通話料がかかります

# 昭和47年10月1日～平成16年9月30日の間に 建設現場で石綿にばく露し、 石綿関連の疾病を発症された 労働者、一人親方やそのご遺族の皆様へ

～建設アスベスト給付金制度が創設されました～  
一定の要件を満たす場合には、給付金等が支給されます。

## 給付金制度のしくみ

給付金制度のしくみは、以下のとおりです。



※「① 給付金の請求」に関し、厚生労働省から請求者の方にご連絡し、不足書類や追加資料の提出をお願いをする場合があります。

※認定・不認定の結果については、書面でご連絡します。

## 給付金及び追加給付金（給付金等）の対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

- ① 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
- ② 石綿関連疾病にかかった
- ③ 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

※ 表の期間及び業務は、最高裁判決を踏まえ定められたものです。

※ 石綿関連疾病：

- (1) 中皮腫 (2) 肺がん
- (3) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- (4) 石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4） (5) 良性石綿胸水

※ ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）からの請求が可能です。



## 給付金等の主な内容

給付金の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査を行います。厚生労働大臣は、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じ、以下の給付金を支給します。

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

※ 給付金を支給された後、症状が悪化した方には、請求に基づき、追加給付金（表における区分の差額分）を支給します。

※ 石綿にさらされる建設業務に従事した期間が一定の期間未満の方、肺がんの方で喫煙の習慣があった方については、それぞれ給付金等の額が1割減額されます。

## 給付金等の請求手続き

給付金の請求に必要な書類をそろえ、以下の宛先まで簡易書留やレターパックなど、配達状況や到着の確認ができる方法で郵送してください。

詳細は厚生労働省HPやパンフレット「建設アスベスト給付金制度の概要」、「建設アスベスト給付金請求の手引き」を参照してください。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館  
厚生労働省労働基準局労災管理課  
建設アスベスト給付金担当 あて

(厚労省HP)



なお、労災保険の支給決定等を受けた後であれば、給付金等の認定審査を迅速に行うことができる場合がありますので、給付金等の請求に先んじて労災保険給付の請求をご検討ください。

### 労災支給決定等情報提供サービスをご活用ください

給付金の請求手続きの利便性の向上を図るため、「石綿関連疾病に関する労災保険給付の支給決定」や「石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定」をすでに受けた方や、そのご遺族に対し、これらの支給決定情報について情報提供サービスを実施します。

- ✓ このサービスを利用いただくと、給付金の請求書記載への利用や添付書類の一部を省略することができます。
- ✓ 情報提供サービスは無料でご利用いただけます。

## 給付金等の請求期限

給付金等については、①石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は②石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（③石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求していただく必要があります。

## 相談窓口（労災保険相談ダイヤル）

相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

**0570-006031**

※月曜日～金曜日8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）

※ご利用の際は、通話料がかかります。

I P 電話など、一部の電話からはご利用になれません。

令和4年3月4日

【照会先】

 福島労働局職業安定部職業安定課  
 課長 秋元 初雄  
 課長補佐 矢内 聡  
 地方職業指導官 佐藤 加奈子  
 電話 024-529-5396 (直通)

報道関係者 各位

## 令和4年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況

【令和4年1月末現在】

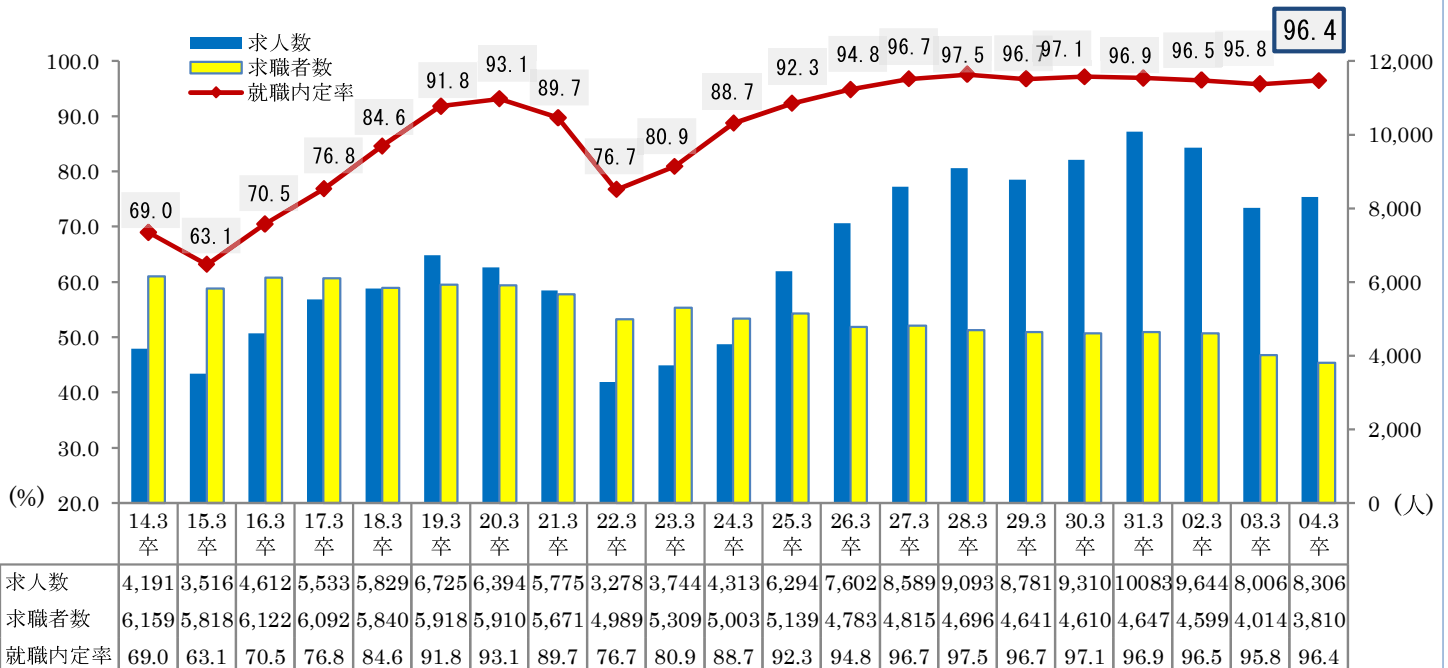
福島労働局（局長 河西 直人）は、令和4年3月に高等学校を卒業する生徒について、令和4年1月末現在における職業紹介状況を取りまとめました。

### 【概要】

- 1 就職内定率 96.4%（前年同期比 0.6ポイントの増）【図1：別表1】
- 2 就職内定者数 3,672人（同 4.5%の減）【別表1】
- 3 就職未内定者数 138人（同 18.8%の減）【別表1】
- 4 求人数 8,306人（同 3.7%の増）【図2：別表1】
- 5 県内受理求人への就職割合 76.1%（同 2.1ポイントの増）【図4：別表1】

注 本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。

### 図1 内定率等の推移（各年1月末現在）



### 《参考資料》

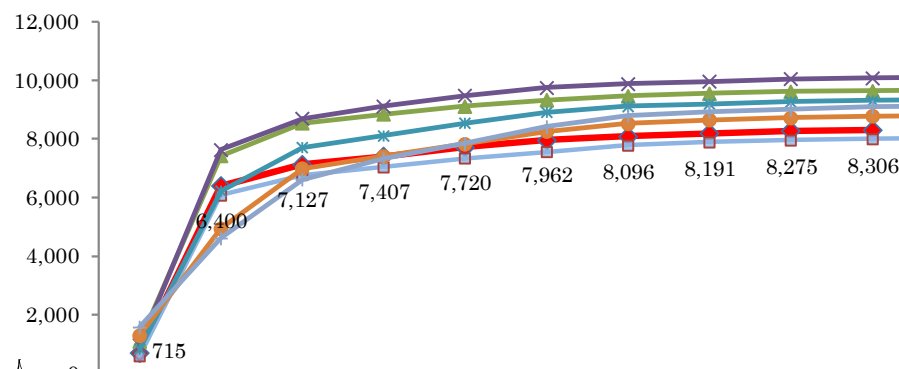
別表1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(1月末現在)」

別表2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(1月末現在)」

別表3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」

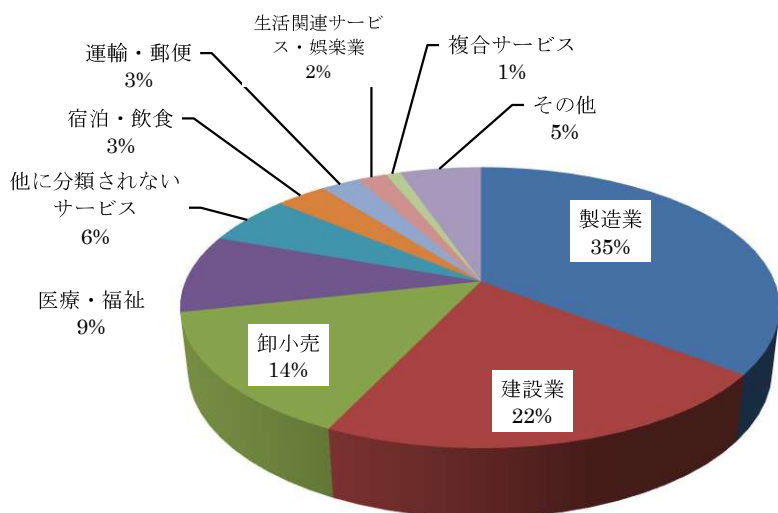
別表4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況(1月末現在)」

図2 求人受理状況の推移



求人受理開始日	6月末	7月15日	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
04.3卒	715	6,400	7,127	7,407	7,720	7,962	8,096	8,191	8,275	8,306				
03.3卒	594	6,084	6,776	7,040	7,336	7,558	7,781	7,898	7,965	8,006	8,022	8,030	8,030	8,030
02.3卒2	1,101	7,425	8,541	8,845	9,118	9,321	9,468	9,553	9,619	9,644	9,661	9,672	9,672	9,672
31.3卒	958	7,632	8,691	9,116	9,479	9,752	9,882	9,959	10,045	10,083	10,100	10,114	10,116	10,118
30.3卒	835	6,221	7,709	8,110	8,539	8,910	9,118	9,193	9,273	9,310	9,342	9,344	9,344	9,344
29.3卒	1,304	4,944	6,993	7,420	7,827	8,256	8,526	8,644	8,724	8,781	8,803	8,813	8,813	8,813
28.3卒	1,588	4,622	6,619	7,323	7,849	8,423	8,799	8,937	9,013	9,093	9,133	9,148	9,148	9,153

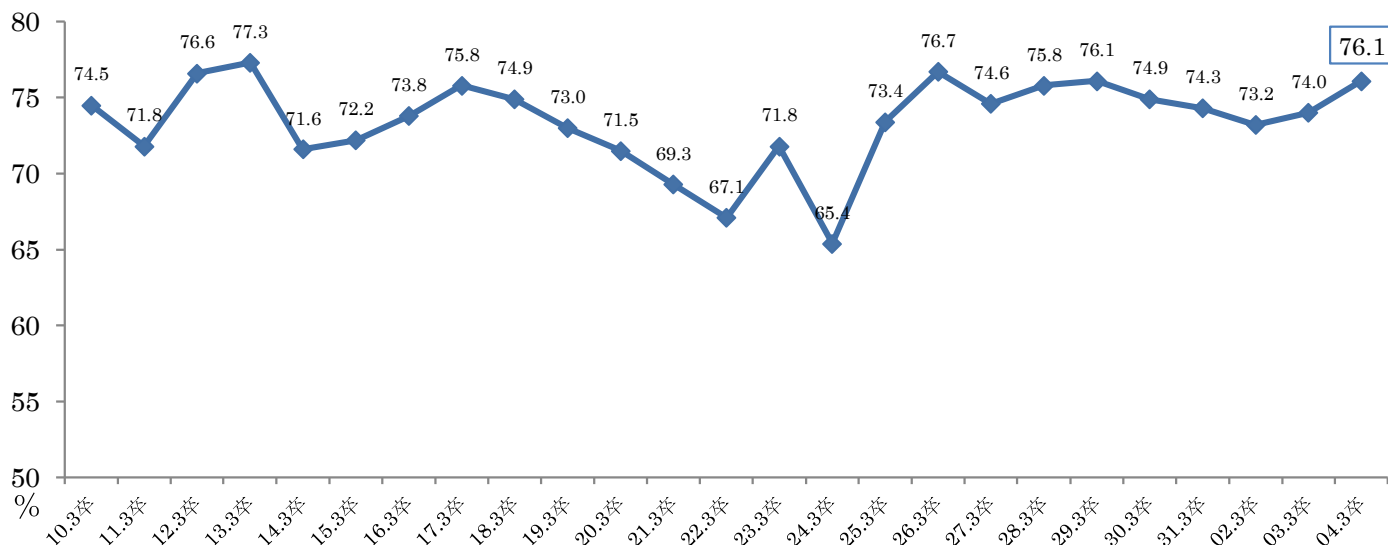
図3 1月末求人人数8,306人の産業別内訳



前年同月との比較(数字は今年度の求人人数)

- \*製造業..... 2,947人(+324人)
- \*建設業..... 1,792人(+17人)
- \*卸小売..... 1,200人(△59人)
- \*医療・福祉..... 747人(△15人)
- \*他に分類されないサービス.. 472人(+30人)
- \*宿泊・飲食..... 273人(+5人)
- \*運輸・郵便..... 208人(+25人)
- \*生活関連サービス・娯楽業.. 155人(△32人)
- \*複合サービス..... 78人(△2人)
- \*その他..... 434人(+7人)

図4 県内受理求人への就職割合の推移(各1月末現在)



別表1

## 新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(1月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

		25.3卒	26.3卒	27.3卒	28.3卒	29.3卒	30.3卒	31.3卒	令和 2.3卒	令和 3.3卒	令和 4.3卒	対 3.3卒比 (%、P)
卒業予定者数 (a)		20,258	19,124	18,821	18,279	18,586	17,867	17,802	17,491	16,780	16,395	▲ 2.3
求職者数	計 (b)	5,139	4,783	4,815	4,696	4,641	4,610	4,647	4,599	4,014	3,810	▲ 5.1
	県内(c)	3,854	3,712	3,620	3,579	3,559	3,474	3,484	3,401	3,001	2,919	▲ 2.7
	県内比率(c/b)	75.0	77.6	75.2	76.2	76.7	75.4	75.0	74.0	74.8	76.6	1.8
	県外(d)	1,285	1,071	1,195	1,117	1,082	1,136	1,163	1,198	1,013	891	▲ 12.0
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		6,294	7,602	8,589	9,093	8,781	9,310	10,083	9,644	8,006	8,306	3.7
求人倍率 (e/b)		1.22	1.59	1.78	1.94	1.89	2.02	2.17	2.10	1.99	2.18	0.19
就職内定者数	計 (f)	4,741	4,536	4,656	4,577	4,488	4,477	4,502	4,439	3,844	3,672	▲ 4.5
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)	3,482	3,481	3,472	3,469	3,415	3,353	3,345	3,249	2,845	2,793	▲ 1.8
	県内比率(g/f)	73.4	76.7	74.6	75.8	76.1	74.9	74.3	73.2	74.0	76.1	2.1
	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)	1,259	1,055	1,184	1,108	1,073	1,124	1,157	1,190	999	879	▲ 12.0
就職内定率%	計 (f/b)	92.3	94.8	96.7	97.5	96.7	97.1	96.9	96.5	95.8	96.4	0.6
	県内(g/c)	90.3	93.8	95.9	96.9	96.0	96.5	96.0	95.5	94.8	95.7	0.9
	県外(h/d)	98.0	98.5	99.1	99.2	99.2	98.9	99.5	99.3	98.6	98.7	0.1
未就 内定者 数職	計	398	247	159	119	153	133	145	160	170	138	▲ 18.8
	県内	372	231	148	110	144	121	139	152	156	126	▲ 19.2
	県外	26	16	11	9	9	12	6	8	14	12	▲ 14.3

●福島労働局管内の新規高卒者に係る1月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数(県内就職希望者+県外就職希望者)

(注3) 「就職内定者数」の県内比率(g/f)…県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

別表2

# 新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(1月末現在)

## 会津地域

卒業予定者数(人)	2,193
前年同期比(%)	▲ 2.4
求職者数(人)	579
前年同期比(%)	0.2
うち県内希望者	413
前年同期比(%)	4.6
うち県外希望者	166
前年同期比(%)	▲ 9.3
求人数(人)	1,101
前年同期比(%)	9.6
求人倍率(倍)	1.90
前年同期比(P)	0.16
就職内定者数(人)	553
前年同期比(%)	1.5
うち県内就職者	389
前年同期比(%)	6.3
うち県外就職者	164
前年同期比(%)	▲ 8.4
就職内定率(%)	95.5
前年同期比(P)	1.2
就職未内定者数(人)	26

## 中通り地域

卒業予定者数(人)	10,500
前年同期比(%)	▲ 1.5
求職者数(人)	2,283
前年同期比(%)	▲ 5.6
うち県内希望者	1,831
前年同期比(%)	▲ 3.8
うち県外希望者	452
前年同期比(%)	▲ 12.4
求人数(人)	5,192
前年同期比(%)	1.7
求人倍率(倍)	2.27
前年同期比(P)	0.16
就職内定者数(人)	2,197
前年同期比(%)	▲ 5.1
うち県内就職者	1,753
前年同期比(%)	▲ 3.0
うち県外就職者	444
前年同期比(%)	▲ 12.8
就職内定率(%)	96.2
前年同期比(P)	0.5
就職未内定者数(人)	86

## 浜通り地域

卒業予定者数(人)	3,702
前年同期比(%)	▲ 4.5
求職者数(人)	948
前年同期比(%)	▲ 6.8
うち県内希望者	675
前年同期比(%)	▲ 4.0
うち県外希望者	273
前年同期比(%)	▲ 13.1
求人数(人)	2,013
前年同期比(%)	6.2
求人倍率(倍)	2.12
前年同期比(P)	0.26
就職内定者数(人)	922
前年同期比(%)	▲ 6.2
うち県内就職者	651
前年同期比(%)	▲ 3.1
うち県外就職者	271
前年同期比(%)	▲ 12.9
就職内定率(%)	97.3
前年同期比(P)	0.6
就職未内定者数(人)	26

## 県合計

卒業予定者数(人)	16,395
求職者数(人)	3,810
求人数(人)	8,306
求人倍率(倍)	2.18
就職内定者数(人)	3,672
就職内定率(%)	96.4
就職未内定者数(人)	138

●県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人状況などを地域別にまとめたもの

※卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※求人倍率…求人数/求職者数

※就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

別表3

## 新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	2.3卒者	4,687	4,692	4,597	4,618	4,622	4,599	4,599	4,564	4,539	4,538	4,537	4,534
	3.3卒者	4,202	4,160	4,099	4,077	4,056	4,028	4,014	3,995	3,972	3,968	3,966	3,964
	4.3卒者	3,876	3,852	3,841	3,839	3,827	3,816	3,810					
	男子	2,289	2,278	2,267	2,267	2,261	2,259	2,257					
	女子	1,587	1,574	1,574	1,572	1,566	1,557	1,553					
	対2.3卒者比(%)	▲ 17.3	▲ 17.9	▲ 16.4	▲ 16.9	▲ 17.2	▲ 17.0	▲ 17.2					
	対3.3卒者比(%)	▲ 7.8	▲ 7.4	▲ 6.3	▲ 5.8	▲ 5.6	▲ 5.3	▲ 5.1					
b 求人数	2.3卒者	8,845	9,118	9,321	9,468	9,553	9,619	9,644	9,661	9,672	9,672	9,672	9,672
	3.3卒者	7,040	7,336	7,558	7,781	7,898	7,965	8,006	8,022	8,030	8,030	8,030	8,030
	4.3卒者	7,407	7,720	7,962	8,096	8,191	8,275	8,306					
	対2.3卒者比(%)	▲ 16.3	▲ 15.3	▲ 14.6	▲ 14.5	▲ 14.3	▲ 14.0	▲ 13.9					
	対3.3卒者比(%)	5.2	5.2	5.3	4.0	3.7	3.9	3.7					
c 求人倍率(倍)	2.3卒者	1.89	1.94	2.03	2.05	2.07	2.09	2.10	2.12	2.13	2.13	2.13	2.13
	3.3卒者	1.68	1.76	1.84	1.91	1.95	1.98	1.99	2.01	2.02	2.02	2.02	2.03
	4.3卒者	1.91	2.00	2.07	2.11	2.14	2.17	2.18					
	対2.3卒者比(倍)	0.02	0.06	0.04	0.06	0.07	0.08	0.08					
	対3.3卒者比(倍)	0.23	0.24	0.23	0.20	0.19	0.19	0.19					
d 就職内定者数	2.3卒者			3,037	3,928	4,236	4,365	4,439	4,504	4,527	4,528	4,528	4,528
	3.3卒者				2,743	3,463	3,758	3,844	3,917	3,957	3,959	3,960	3,960
	4.3卒者			2,649	3,261	3,497	3,608	3,672					
	男子			1,623	1,947	2,069	2,133	2,176					
	女子			1,026	1,314	1,428	1,475	1,496					
	対2.3卒者比(%)			▲ 12.8	▲ 17.0	▲ 17.4	▲ 17.3	▲ 17.3					
	対3.3卒者比(%)			-	18.9	1.0	▲ 4.0	▲ 4.5					
e 就職内定率(%)	2.3卒者			66.1	85.1	91.6	94.9	96.5	98.7	99.7	99.8	99.8	99.8
	3.3卒者				67.3	85.4	93.3	95.8	98.0	99.6	99.8	99.8	99.8
	4.3卒者			69.0	84.9	91.4	94.5	96.4					
	男子			71.6	85.9	91.5	94.4	96.4					
	女子			65.2	83.6	91.2	94.7	96.3					
	対2.3卒者比(倍)			2.9	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.1					
	対3.3卒者比(倍)			-	17.6	6.0	1.2	0.6					
f 就職未内定者数	2.3卒者			1,560	690	386	234	160	60	12	10	9	6
	3.3卒者				1,334	593	270	170	78	15	9	6	4
	4.3卒者			1,192	578	330	208	138					
	男子			644	320	192	126	81					
	女子			548	258	138	82	57					
	対2.3卒者比(%)			▲ 23.6	▲ 16.2	▲ 14.5	▲ 11.1	▲ 13.8					
	対3.3卒者比(%)			-	▲ 56.7	▲ 44.4	▲ 23.0	▲ 18.8					

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注) 「求人数」…県内ハローワーク受理求人数

# 別表4

## 新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況 (1月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

項 目		3年度	2年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産 業 別	産業別・職業別・規模別				
	A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	102	101	1.0	1
	C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	17	12	41.7	5
	D 建設業 (06~08)	1,792	1,775	1.0	17
	E 製造業 (09~32)	2,947	2,623	12.4	324
	09 食料品製造業	225	231	▲ 2.6	▲ 6
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	9	5	80.0	4
	11 繊維工業	66	53	24.5	13
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	63	61	3.3	2
	13 家具・装備品製造業	29	37	▲ 21.6	▲ 8
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	83	61	36.1	22
	15 印刷・同関連業	37	31	19.4	6
	16 化学工業	186	161	15.5	25
	17 石油製品・石炭製品製造業	6	7	▲ 14.3	▲ 1
	18 プラスチック製品製造業	147	129	14.0	18
	19 ゴム製品製造業	119	90	32.2	29
	21 窯業・土石製品製造業	134	126	6.3	8
	22 鉄鋼業	27	23	17.4	4
	23 非鉄金属製造業	34	42	▲ 19.0	▲ 8
	24 金属製品製造業	344	272	26.5	72
	25 はん用機械器具製造業	212	173	22.5	39
	26 生産用機械器具製造業	118	96	22.9	22
	27 業務用機械器具製造業	153	179	▲ 14.5	▲ 26
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	240	213	12.7	27
	29 電気機械器具製造業	213	202	5.4	11
	30 情報通信機械器具製造業	147	128	14.8	19
	31 輸送用機械器具製造業	276	237	16.5	39
	20, 32 その他の製造業	79	66	19.7	13
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	33	33	0.0	0
	G 情報通信業 (37~41)	28	39	▲ 28.2	▲ 11
	H 運輸業、郵便業 (42~49)	208	183	13.7	25
	I 卸売業、小売業 (50~61)	1,200	1,259	▲ 4.7	▲ 59
50~55 卸売業	250	238	5.0	12	
56~61 小売業	950	1,021	▲ 7.0	▲ 71	
J 金融業、保険業 (62~67)	60	51	17.6	9	
K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	80	100	▲ 20.0	▲ 20	
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	96	76	26.3	20	
M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	273	268	1.9	5	
75 宿泊業	129	138	▲ 6.5	▲ 9	
76~77 飲食サービス業	144	130	10.8	14	
N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	155	187	▲ 17.1	▲ 32	
O 教育、学習支援業 (81, 82)	16	13	23.1	3	
P 医療、福祉 (83~85)	747	762	▲ 2.0	▲ 15	
Q 複合サービス業 (86~87)	78	80	▲ 2.5	▲ 2	
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)	472	442	6.8	30	
S, T 公務・その他 (97~99)	2	2	0.0	0	
合 計	8,306	8,006	3.7	300	
職 業 別	A, B 専門的、技術的、管理的職業 (01~24)	802	813	▲ 1.4	▲ 11
	C 事務的職業 (25~31)	529	586	▲ 9.7	▲ 57
	D 販売の職業 (32~34)	949	1,019	▲ 6.9	▲ 70
	E サービスの職業 (35~42)	1,091	1,137	▲ 4.0	▲ 46
	H, I, J, K 技能工、製造、採掘、建築等の職業 (49~78)	4,598	4,134	11.2	464
	(49~64) 製造・製作の職業	3,021	2,638	14.5	383
	(65~68) 輸送の職業	82	69	18.8	13
	(69, 72) 定置・建設機械運転の職業	476	438	8.7	38
	(70・71・73~78) 建設・採掘・労務の職業	1,019	989	3.0	30
	F, G 上記以外の職業	337	317	6.3	20
合 計	8,306	8,006	3.7	300	
規 模 別	29人以下	3,141	3,016	4.1	125
	30~99人	2,562	2,368	8.2	194
	100~299人	1,450	1,312	10.5	138
	300~499人	266	243	9.5	23
	500~999人	256	296	▲ 13.5	▲ 40
	1,000人以上	631	771	▲ 18.2	▲ 140
合 計	8,306	8,006	3.7	300	





## 義務企業の拡大間近！ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の 策定・届出状況を取りまとめました。

常用労働者数101人以上の企業は女性活躍推進法に  
 基づく一般事業主行動計画策定届の早期届出をお願いします

福島労働局(局長 河西直人)では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正により、令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定等の義務が、常用労働者数301人以上の事業主から常用労働者数101人以上の事業主まで拡大されることから、常用労働者数101人以上の企業の策定・届出状況を取りまとめました。

改正法の施行まで1か月を切りましたが、新たに義務化される101人以上300人以下企業の届出が進んでいません。

本結果を踏まえ、福島労働局では、101人以上企業のうち、一般事業主行動計画を策定・届出していない企業に対し、文書及び電話等により個別に働きかける「ローラー作戦」を実施し、早期の策定・届出をお願いしています。

### ◇福島県内に本社がある常用労働者数101人以上企業の一般事業主行動計画策定届出状況◇

<令和4年3月3日現在>

300人以下101人以上企業		
企業数	行動計画届出企業数	届出率
407社	79社	19.4%

※参考：301人以上企業の企業数169社、届出率100%

#### 【女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)とは】

急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念される中、国民のニーズの多様化やグローバル化に対応するためにも、企業等における人材の多様性(ダイバーシティ)を確保することが不可欠となっており、女性の活躍の推進が重要と考えられます。このような状況を踏まえ、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する責務等を定め、「女性活躍推進法」が2016年4月から施行されています。



# 令和4年4月1日から 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が 101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます

「改正女性活躍推進法」では、一般事業主行動計画の策定が、常時雇用する労働者が301人以上の企業に義務づけられています。令和4年4月1日から、101人以上300人以下の企業にも策定・届出と情報公表が義務化されます。

## 一般事業主行動計画の策定・届出の進め方

「一般事業主行動計画」とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた行動計画を策定するものです。行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込まなければなりません。

行動計画の策定から届出までの流れは、以下の4つのステップをご参照ください。

### ステップ1 自社の女性の活躍状況を、基礎項目に基づいて把握し、課題を分析する

#### 基礎項目（必ず把握すべき項目）

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- 男女の平均継続勤務年数の差異（区）
- 管理職に占める女性労働者の割合
- 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況



把握した状況から自社の課題を分析してください。

- ・自社の状況把握のためには、基礎項目に加えて選択項目（必要に応じて把握する項目）を活用することが原因の分析を深めるために有効です。選択項目の詳細は、パンフレットをご覧ください。
- ・（区）の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があります。
- ・雇用管理区分とは、職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分です。当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものです。  
例：正社員、契約社員、パートタイム労働者／事務職、技術職、専門職、現業職など



### ステップ2 一般事業主行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行う

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間 (b)1つ以上の数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、労働者に周知、外部に公表してください。

### ステップ3 一般事業主行動計画を策定したことを都道府県労働局に届け出る

届出の様式は、以下をご参照ください。

- 一般事業主行動計画策定・変更届の届出参考様式  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000713159.doc>
- 次世代法に基づく行動計画と一体的に策定、届出をする場合の届出様式  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000744481.doc>

### ステップ4 取組を実施し、効果を測定する

定期的に数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

# 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から**1項目以上**選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"><li>採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)</li><li>男女別の採用における競争倍率(区)</li><li>労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)</li><li>係長級にある者に占める女性労働者の割合</li><li>管理職に占める女性労働者の割合</li><li>役員に占める女性の割合</li><li>男女別の職種または雇用形態の転換実績(区)(派)</li><li>男女別の再雇用または中途採用の実績</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>男女の平均継続勤務年数の差異</li><li>10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合</li><li>男女別の育児休業取得率(区)</li><li>労働者の一月当たりの平均残業時間</li><li>雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)</li><li>有給休暇取得率</li><li>雇用管理区分ごとの有給休暇取得率(区)</li></ul>

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行うことが必要です。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能です。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
- 労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

## 早めに行動計画を策定するとメリットがあります

101人以上300人以下の企業が行動計画を策定すると、以下の制度等を活用できます。(令和3年12月現在)

### ① 公共調達における加点評価 (問い合わせ先：内閣府男女共同参画局)

各府省等が実施する総合評価策札方式または企画競争による調達で有利になる場合があります。

[https://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/pdf/wlb\\_torikumi01.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/pdf/wlb_torikumi01.pdf)

### ② 「働き方改革推進支援資金」特別利率による資金融資 (問い合わせ先：日本政策金融公庫)

働き方改革実現計画を実施するために必要とする設備資金と運転資金に活用できます。

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html)



## 「えるぼし」認定・「プラチナえるぼし」認定

「えるぼし」 認定	一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、 <b>女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である</b> 等の一定の要件を満たした場合に認定します。
「プラチナえるぼし」 認定	えるぼし認定企業のうち、 <b>一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である</b> 等の一定の要件を満たした場合に認定します。

### 認定取得のメリット

- 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」または「プラチナえるぼし」を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。また、そのことにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。
- 認定を受けた企業は、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。
- また、プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます。

女性活躍推進法に関する詳しい情報は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

① <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

● 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう (詳しいパンフレット)

② <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000614010.pdf>

● 中小企業のための女性活躍「行動計画」策定プログラム

③ <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000612149.xlsx>

一般事業主行動計画の策定等、表面のステップ1からステップ2(行動計画策定まで)を簡単に行うことができます。



(令和4年1月)